

1. 計画策定の目的

第2次半田市環境基本計画（以下「本計画」という。）は、半田市環境保全条例第7条に基づき、本市における生活環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定します。

2. 計画の役割

本計画は市の環境政策の基本となるもので、次のような役割を果たします。

- ① 生活環境の保全に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱を明らかにします。
- ② 生活環境の保全に関連する施策の整理・検討を行い、総合的・計画的な推進を図るために必要な事項を明らかにします。
- ③ 半田市環境保全条例で定められた市、事業者及び市民それぞれの責務に関する目標や具体的な取組みなどを明らかにします。
- ④ 生活環境の保全に関連する諸施策の実施状況や到達水準を明らかにするなど、環境基本計画の進行管理の体系を示します。

3. 市民・事業者・行政の基本的役割

本計画に掲げた基本理念や目標を達成するためには、市民、事業者及び行政など、それぞれが計画の推進主体となります。各主体は、次のような役割を担うとともに、すべての主体が協働して取り組んでいく必要があります。

1) 市民の役割

市民は、日常生活と環境との関わりについての理解を深めるとともに、今までのライフスタイルを見つめ直し、家庭における温室効果ガス排出量の削減、生活排水対策、ごみ減量・分別推進など、自らの行動により、環境負荷の低減に努めます。

また、地域社会の一員として、身近な自然や歴史的・文化的資源を大切にするとともに、地域の環境保全活動や環境学習などへ積極的に参加します。

2) 事業者の役割

事業者は、製造、輸送、販売、廃棄など事業活動が環境に負荷を与えていることを再認識し、企業の社会的責務の一つとして、環境保全に向けた体制を整備するとともに環境に配慮した事業活動に努めます。

また、地域社会の一員として、良好な地域環境づくりに、積極的に参画するとともに、他の主体の事業に協力します。

3) 行政の役割

市は、本計画の推進に向けて、施策の構想、計画、実施の各段階で環境への配慮を盛り込み、計画目標の達成を目指します。また、推進主体となる市民、事業者などとのパートナーシップを形成し、環境保全のための取組みを促進します。

市も一事業者として、自らの事務事業を遂行するうえで、率先して環境負荷の低減を図ります。

4. 計画の対象と期間

1) 計画の対象

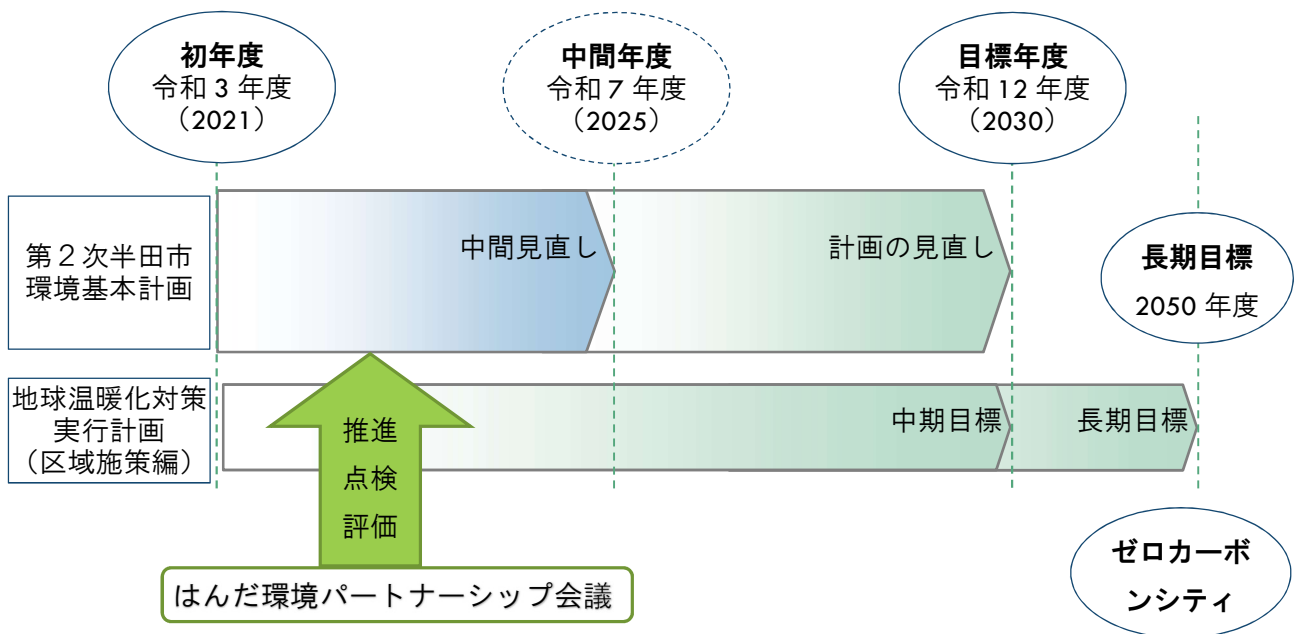
本計画において対象とする環境の範囲は、生活環境、地球環境、廃棄物・リサイクル、自然環境及び快適環境に関連する項目とします。

環境とは、私たちの生活と生き物の生息を支える大切な基盤です。大気・水・土壌など様々な環境要素で構成されており、それらは相互に関連し合っています。

2) 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度を初年度として、令和12年度を目標年度とする10年間です。中間年度である令和7年度に社会情勢や計画の進捗状況などを踏まえて計画の見直しを行います。

また、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）における温室効果ガス削減目標については、計画の目標年度である令和12（2030）年度を中期目標年度、2050年度を長期目標年度とします。



5. 計画の位置づけ

本計画は、「半田市環境保全条例」に基づき環境保全に関する基本となる計画であり、半田市総合計画に基づき策定するとともに、他の計画との整合性を図るものとします。

また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)」を含むものとします。

■他の計画や施策などとの関係

